

No.	意見	市の考え方
1	<p>■項目及びページ 第2条 用語の定義 犯罪被害者等</p> <p>■意見 犯罪被害者等に犯罪者の家族や親族を含めてはどうか。</p> <p>■理由 犯罪者の家族や親族は、罪を犯した当人ではないが、世間から冷たい目で見られ、子どもいじめに遭うなどの社会的制裁を受けることがある。犯罪者の家族や親族が責めを負う事態をなくすために支援策や救済措置が必要であるため。</p>	<p>本条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪の被害者に関することについて定めるものとします。</p>